

八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正
新旧対照表

(1) 八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第12条 略 (虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第14条～第23条 略 (職員) 第24条 略 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）</u>第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>」という。）を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)・(2) 略 3 略 第25条～第29条 略 (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。次項において同じ。）<u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</u> 2・3 略 第31条 略 (職員) 第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「<u>小規模保育事業所B型</u>」という。）には、保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。次項に	第1条～第12条 略 (虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第14条～第23条 略 (職員) 第24条 略 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「<u>地域限定保育士</u>」という。）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）</u>第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>」という。）を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)・(2) 略 3 略 第25条～第29条 略 (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士（<u>地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。次項において同じ。）<u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</u> 2・3 略 第31条 略 (職員) 第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「<u>小規模保育事業所B型</u>」という。）には、保育士（<u>地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保</u>

において同じ。) その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

第33条～第44条 略

(職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

第46条・第47条 略

(職員)

第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。) その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

第49条～第51条 略

附 則

1～8 略

9 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項(国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合を含む。)の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第

育士を含む。次項において同じ。) その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

第33条～第44条 略

(職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

第46条・第47条 略

(職員)

第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。) その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

第49条～第51条 略

附 則

1～8 略

9 前2項の規定を適用するときは、保育士(地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、

2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。	置かなければならない。
---	-------------

(2) 八尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第13条 略 (虐待等の防止) 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第15条～第22条 略 (職員) 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所</u>にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2・3 略 第24条～第28条 略	第1条～第13条 略 (虐待等の防止) 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第15条～第22条 略 (職員) 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む</u>。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2・3 略 第24条～第28条 略

(3) 八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第24条 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条～第54条 略	第1条～第24条 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条～第54条 略

(4) 八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第4条関係）

現 行	改 正 案								
第1条～第8条 略 （職員） 第9条 略 2 略 3 幼保連携型認定こども園には、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）を置かなければならない。 <table border="1"> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> 備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第18条の18第1項（国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の登録</u>（以下備考1において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2～4 略 4～6 略 第10条～第26条 略 （虐待等の禁止） 第27条 <u>幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> 第28条～第32条 略 附 則 1 略 （幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例） 2 当分の間、市長が特別の理由があると認めるときは、第9条第4項の規定は、適用しないこ	園児の区分	員数	略	略	第1条～第8条 略 （職員） 第9条 略 2 略 3 幼保連携型認定こども園には、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）を置かなければならない。 <table border="1"> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> 備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第18条の18第3項に規定する保育士登録、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。附則第2項において「改正法」という。）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録</u>（以下備考1において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2～4 略 4～6 略 第10条～第26条 略 （虐待等の禁止） 第27条 職員は、園児に対し、<u>法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> 第28条～第32条 略 附 則 1 略 （幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例） 2 当分の間、市長が特別の理由があると認めるときは、第9条第4項の規定は、適用しないこ	園児の区分	員数	略	略
園児の区分	員数								
略	略								
園児の区分	員数								
略	略								

とができる。この場合において、必要な保育士 の数は1人とし、当該職員に加えて、市長が保 育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める ものを置かなければならない。	とができる。この場合において、必要な保育士 (<u>児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保 育士及び改正法附則第15条第1項の規定により なおその効力を有するものとされる改正法附則 第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域 法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に 規定する国家戦略特別区域限定保育士を含 む。</u>)の数は1人とし、当該職員に加えて、市 長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると 認めるものを置かなければならない。
3～11 略	3～11 略

(5) 八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正（第5条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第5条 略 (職員の資格等) 第6条 第4条第1項の規定により認定こども園に 置かなければならない職員のうち満3歳未満の子 どもの保育に直接従事する職員は、保育士(<u>国家 戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条 の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育 士を含む。以下同じ。</u>)の資格を有する者でなけ ればならない。	第1条～第5条 略 (職員の資格等) 第6条 第4条第1項の規定により認定こども園に 置かなければならない職員のうち満3歳未満の子 どもの保育に直接従事する職員は、保育士(<u>児童 福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士及び 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法 律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおそ の効力を有するものとされる同法附則第12条の規 定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年 法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家 戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。</u>)の 資格を有する者でなければならない。
2～6 略	2～6 略
第7条～第16条 略 (虐待等の禁止) 第16条の2 認定こども園の職員は、当該認定こど も園の子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10各号 に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影 響を与える行為</u> をしてはならない。	第7条～第16条 略 (虐待等の禁止) 第16条の2 認定こども園の職員は、当該認定こど も園の子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10第1 項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校 教育法第28条第2項において準用する法第27条の 2第1項各号）に掲げる行為その他当該子どもの 心身に有害な影響を与える行為</u> をしてはならな い。
第17条～第26条 略	第17条～第26条 略

(6) 八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第6条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第11条 略 (虐待等の禁止) 第12条 児童福祉施設の職員は、入所している児童 に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当 該児童の心身に有害な影響を与える行為をしては ならない。	第1条～第11条 略 (虐待等の禁止) 第12条 児童福祉施設の職員は、入所している児童 に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為そ の他当該児童の心身に有害な影響を与える行為を してはならない。
第13条～第27条 略 (母子支援員の資格)	第13条～第27条 略 (母子支援員の資格)

第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 略 (2) 保育士（<u>国家戦略特別区域法</u>（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）を含む。）の資格を有する者 (3)～(5) 略 第29条～第31条 略 （保育所に準ずる設備） 第32条 略 2 保育所に準ずる設備の保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とし、1人を下回らないものとする。 第33条～第35条 略 （職員） 第36条 保育所には、保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 略 第37条～第42条 略 附 則 1～5 略 6 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>法第18条の18第1項（国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の登録を受けた者をいい、附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（附則第2項及び前2項の規定の適用がないとした場合の第36条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</u>	第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 略 (2) 保育士（<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）を含む。）の資格を有する者</u> (3)～(5) 略 第29条～第31条 略 （保育所に準ずる設備） 第32条 略 2 保育所に準ずる設備の保育士（<u>地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とし、1人を下回らないものとする。</u> 第33条～第35条 略 （職員） 第36条 保育所には、保育士（<u>地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 略 第37条～第42条 略 附 則 1～5 略 6 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（附則第2項及び前2項の規定の適用がないとした場合の第36条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</u>
---	--

(7) 八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第7条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第10条 略 （職員） 第11条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法	第1条～第10条 略 （職員） 第11条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法

(昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に研修を修了することを予定している者を含む。)でなければならない。 (1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格を有する者 (2)～(10) 略 4・5 略 第12条 略 (虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第13条の2～第23条 略	(昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に研修を修了することを予定している者を含む。)でなければならない。 (1) 保育士(<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)</u>の資格を有する者 (2)～(10) 略 4・5 略 第12条 略 (虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第13条の2～第23条 略
--	--